東日本大震災と東京の弁護士の取り組み

1万8000名以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災から2年が経過した。震災を端緒とした福島第一原子力発電所事故によりさらに被害は拡大し、東京都内の避難者数は未だ9000名に上っている。震災直後から、東京弁護士会は第一東京弁護士会・第二東京弁護士会とともに「東京三弁護士会災害復旧復興本部」を立ち上げ、被災者支援に奮闘した。未曾有の災害に対し、我々はいかなる活動を行い、その中で見えた課題は何

か。異なる立場で復旧復興活動を行っている弁護士を迎えて、震災における弁護士の活動と課題について意見を伺った。

(貞弘 貴史)

CONTENTS

- •座談会「東日本大震災に関わる弁護士の活動と課題」
- 「東京三弁護士会災害対応マニュアル | 改訂について
- ふくしま避難者交流会



座談会「東日本大震災に関わる弁護士の活動と課題」

日時

2012年12月27日(木) 午前10時~正午

場所

弁護士会館507号室

出席者 当会会員・原子力損害賠償支援機構 理事

丸島 俊介 (30期)

当会会員・原子力損害賠償紛争解決センター 仲介委員 及川 健二 (33期)

当会会員·東京三弁護士会災害復旧復興本部 事務局長東京弁護士会東日本大震災対策本部 副本部長

渕上 玲子 (35期)

当会会員・東日本大震災による原発事故被災者支援弁護団 副団長 大森 秀昭 (39期)

司 会 当会会員·東京弁護士会東日本大震災対策本部 嘱託 貞弘 貴史 (56 期)

*敬称略

東日本大震災・原発事故に対する 東京三会および東弁の活動

司会: それでは座談会を始めさせていただきます。司会は、東京弁護士会東日本大震災対策本部嘱託弁護士、貞弘貴史です。よろしくお願いいたします。本日の出席者をご紹介いたします。まず原子力損害賠償支援機構の理事、丸島会員。原子力損害賠償紛争解決センターの仲介委員の及川会員。東京三弁護士会災害復旧復興本部事務局長の渕上会員。東日本大震災による原発事故被災者支援弁護団副団長の大森会員です。

本日の進行ですが、自己紹介の意味も込めて皆様の活動状況と課題についてお話しいただき、その後フリーディスカッションという構成にさせていただきたいと思います。まず初めに、東日本大震災および福島第一原発事故に対する東京弁護士会の活動について、渕上会員からお話しいただけますでしょうか。

渕上:東京弁護士会は第一東京弁護士会,第二東京 弁護士会と協定を結んでおりまして,今回の東日本大 震災についての東京三会復旧復興本部を立ち上げまし た。以後,被災者に対するさまざまな支援活動を行っ てきています。2011年の1年間の活動記録は,東日 本大震災東京三弁護士会の活動記録集として2012年 7月に発行済みです。自治体,全国各地の弁護士会 等にこの記録集を送付しております。東弁の会員各位 にはCDの形で配布させていただいています。

この中にも記載されていますが、震災直後に東日本 大震災電話相談の設置をし、また東北三県、被災地 への相談担当者の派遣を行いました。都内避難者の相 談体制も整え、これらが初期の活動として取り組まれ たものでございます。その前提として相談担当者への 研修を何度も行っております。また借上住宅等に避難 所から移動した被災者への相談会も、都内の自治体と 共同して行うなどの活動も行ってまいりました。

本部では、初期対応が終わりました2011年5月ごろから、福島第一原発事故の被害者に対する支援活動が重要不可欠で、長期的な課題であるということについて、当初の懸念から確信に変わってまいりました。東京三会は同年8月15日に原発被害に関する一斉相談会を行い、さらに東京三会の有志で東日本大震災による原発事故被災者支援弁護団が立ち上がり、300人を超える東京三会の弁護士が被害者救済のための活動を行っています。これについては副団長の大森会員からまたご紹介があると思います。

また、日弁連が提唱し開設された原子力損害賠償 紛争解決センターにも、東京弁護士会から現状仲介 委員として200名中58名、事実調査を行う調査官と して97名中62名を推薦し、紛争解決の担い手として 活躍していただいています。そのあたりは仲介委員の 及川会員にお話しいただけると思います。また原子力 損害賠償支援機構が実施している支援機構相談にも、 東京本部のみならず福島県の仮設住宅等へ多数の相 談担当者を派遣しています。2011年度は3月末までで、 いずれも延べ人数ですが、東京本部74人、福島の事 務所等常設相談所114人、現地派遣544人、全体の 相談件数で2,736件を担当しております。2012年も 11月末までで、東京本部で140人、福島事務所常設 相談所で80人、現地派遣で540人、全相談件数 2,729件を担当しております。

東電に対する損害賠償請求については、ADRによる紛争解決事例や、これに伴い損害賠償の指針が変更、補足されているほか、区割り見直しなどで相談に乗る弁護士は新たな情報を身に付けていく必要があります。そのために東京三会は2011年度5回、2012年度に入

資料1 原発被災者弁護団 2012年12月21日現在の弁護団の活動状況

- 1 弁護団員数 358名
- 2 弁護団フリーダイヤルへの電話相談件数 1535件
- 3 原紛センター申立受任件数(予定含む)

約4434人,約44法人

① 個別申立受任(都内避難者中心)

約350件(約720人,約28法人)

228件 (517人, 21法人)

(受任済) 約200人, 7法人

② 集団申立分

約3714人, 16法人

18件(2184人, 16法人) (集団申立済) (集団申立準備中) 約519世帯1535人

- ・南相馬市原町区、小高区(約80世帯240人)
- ・飯舘村蕨平地区(約37世帯117人)
- ・伊達市霊山地区(約332世帯1028人)
- ・葛尾村(約60世帯120人)
- ・川俣町(約10世帯30人)

- 4 原紛センターへの申立て件数 246件(2701人, 37法人)(本人申立支援4件含む)
- 5 原紛センターでの解決件数

解決49件 一部和解25件 取下げ4件

6 申立済分の事故当時の居住地分布

南相馬市 76件(2148人, 4法人)

飯舘村 5件(201人)

34件 (72人) 浪江町

富岡町 39件(66人, 2法人)

双葉町 20件(39人. 1法人)

大熊町 18件 (39人, 1法人)

楢葉町 10件(25人)

3件(11人) 福島市 6件(8人) いわき市

郡山市 3件(2人, 1法人)

1件(3人) 葛尾村

川内村 1件(2人)

その他 28件 (79人, 27法人)

*原発被災者弁護団のホームページより。最新のデータは、http://ghb-law.net/?p=593を参照

り12月までに大きな研修会で3回、支援機構派遣の 相談担当者の勉強会として5回の原発関係の研修会 を行い、相談担当者や被害者支援に当たる会員への 情報提供を行っています。

東京都内の被災者も、まだ11月現在で9,000人を 超えております。さわやか福祉財団など他団体と協力 をしながら、今後も都内の被災者向けにさらなる支援 活動を継続していくことになると思います。以上が東 京三会の現状でございます。

東京の原発被災者弁護団の活動状況

司会:ありがとうございます。それでは今お話のあっ た東京の原発被災者弁護団の活動状況はいかがでし ょうか。原発被災者弁護団副団長の大森会員、現在 までの活動状況をお話しいただけますでしょうか。

大森:お手元の【資料1】に、弁護団の活動状況が 分かるデータが載っております。弁護団は2011年8月 12日に結成して、東京三会の有志の弁護士が協力し て原発の被災者、被害者の方々の損害賠償請求のお

手伝いをしていく、支援をしていくということで活動 してきました。2012年12月21日時点で弁護団員数は 358名に達しています。東京都内のみならず福島県内 で現在も生活されている方々を含めて、たくさんの方 からご相談、ご依頼を受けて、主にADR、原子力損 害賠償紛争解決センターへの申し立てを受任して活動 しています。

【資料1】に記載のとおり、受任者数は個人が4,434 人、法人が44で、その内で既にADRの申し立てを行 った件数は個人案件が209世帯(2.701人). 法人案 件が37件となっています。できるだけ早く申し立てを 行う方針で進めていますけれども、まだこれから申し 立てをしていく案件もたくさんあります。

【資料1】の3②の「集団申立分」に記載がありま すが、福島県の南相馬市、飯舘村、伊達市、葛尾村、 川俣町というところからご相談が入り、ぜひ話をして ほしい、相談したいということで始まり、弁護団が出 向いて行きまして、その地域の中心となる方とお話を して、その相談がどんどん広がっていって、多数の人 たちが集まり、集団での相談会を実施してほしい、受 任のための手続、打ち合わせをしてほしいということ になり、輪が広がっていき、たくさんの方々からのご



原子力損害賠償支援機構 理事 丸島 俊介

依頼を受けて、集団でADRの申し立てをしています。 例えば南相馬市の中の原町区、小高区というところが ありますが、第一陣から第四陣といったように順次こ この地域の方々のADRの申し立てを行っております。

ADR・原子力損害賠償紛争解決センターでの解決 状況なんですけれども、今のところ和解解決したのが 49件、一部和解が25件、取り下げ4件になっており ます。2011年の9月からセンターは申し立ての受け付 けを開始し、我々もその時点から申し立てを開始して、 その後どんどん申立件数は増えてきていますが、申し 立てから1年余りが経過した時点での解決件数がこの 程度ということは、解決までにそれなりの時間を要し ているということであり、もう少し早く解決ができない か、という課題を持っています。

後でもお話ししますが、弁護団が受任をして申し立てをするまでの準備の時間があり、さらにその後申し立てをして解決に至るまでの時間が半年強かかっており、早く賠償して欲しいというご要望になかなか追いついていないところがあります。そういう中、できる限り早く解決をするために、被害者側と東京電力側で見解の一致をしている部分、争いのない部分については、内払い・一部先行和解というような形で、慰謝料の内の月額10万円の部分であるとか就労不能損害であるとか、損害額の算定について争いがない部分あるいは清算条項を付さずに支払いを得られる部分については、先に支払ってもらい、生活を維持しながら、その後、残りの部分の請求をある程度時間をかけて解決していくという態勢で臨んでいます。

さらに、集団申立の事案では、1件の申し立てで何百人もの方々の審理をしていくわけですから、そういうケースではチャンピオン方式という方式を採りまして、住民の方々の代表を1割、2割程度の方に絞り込んで、典型的な被害のパターン別にチャンピオンとし

て選んで、その人たちについて先行してセンターで和 解案をもらい、判断をもらい、チャンピオン以外の方々 に適用していくというような方式を採っています。

このような工夫をしながら,何とか早く賠償を受け 取れることを実現したいという活動をしています。

賠償の中身については、各損害ごとに、非常に多岐に分かれる論点になっており、日々弁護団の中では損害論の研究を重ねて、その検討結果をADRの申し立てに反映させ、センターから出された和解案についてもそれを吟味し、意見を述べるというようなことで、より適正な賠償額が実現できるように努めているつもりです。特に中間指針(編集会議注:「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」2011年8月5日原子力損害賠償紛争審査会)等の出している損害の基準というのは、あくまでも最低限度のものであって、それを賠償してもらえば済むという話ではないと認識しております。

そういう中でいかに適正な賠償を実現するかという問題について、これからも研究をしていかなければいけないと思っています。特に避難生活を強いられたことに関する慰謝料が月10万円という中間指針の基準については、弁護団としてはそれは低すぎるのではないかという主張を当初からしております。その中で得られた最も高額な避難中の慰謝料を認めた和解案というのは月額25万円です。いろいろな算定方法がありますが、月額平均で計算すると25万円の慰謝料を認めたというケースが出ておりまして、これは被害者が置かれているさまざまな事情を総合して判断してもらった事案です。このように個々具体的な事情に応じて適正な慰謝料を算定するということは、引き続きこれからもセンターに我々の主張をぶつけてセンターにいろいる考えていただいて、中間指針にとらわれないその枠



原子力損害賠償紛争解決センター 仲介委員 及川 健二

を超えた判断をしていただきたいというふうに思っているところであります。

それから、やはりこれからは不動産、土地、建物の 賠償の問題が大きな争点になっていくし、請求の数の 上でも多くなっていくと思います。東京電力側は、 2012年7月に、その直前に経済産業省が示した賠償 基準の考え方に基づき、不動産賠償の基準を公表し ていますけれども、そこに示された基準で被害者の 方々、特に帰還困難な区域に住んでいた方々が別の場 所で新しい生活を始めることが実現できるか否かとい う点については大きな疑問を持っています。そういう 意味でどのような賠償が適切なのかということは、我々 弁護団としての見解は弁護団のホームページ上で示し ていますが、これをセンターで判断いただくのはこれか らになろうと思います。そういうところをこれからの弁 護団の課題として取り組んでまいりたいと思います。

その他にも、過酷な避難生活を強いられている過程 で体調が悪化されて亡くなった方が多くおられます。 我々はこれを避難関連死と言っていますが、避難関連 死をされた方のご遺族の方からの相談を受けて損害賠 償請求を受任しています。この避難関連死や、避難 中の体調悪化の損害については、センターの和解案と してあまりまだ多くの判断が示されておりません。入 通院慰謝料については、自賠責基準に近いような慰謝 料額しか認めていないような和解案が多いと受け止め ていますが、そういうことでよろしいのかということで、 議論が必要だと思います。

それから、現状では、センターでの和解では、慰謝料や不動産賠償額等については清算条項を付けないで和解するという形をとっております。それは、センターから示された和解案の賠償額は、それが全ての損害を填補するものとは認められないが、取りあえず早期の賠償を実施してもらい少しでも早く被害者の方々の

生活再建に役立てていただく必要があることから、弁護団としては苦渋の選択ではありますが、提示された和解案については清算条項を付けないのであれば当面今の時点で和解をするという形で進めております。こういう意味で、最終的に全ての賠償額を受け取るまでは、まだまだ長い道のりになるのではないかと思っております。

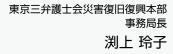
司会:大森会員、ありがとうございます。個別具体的に適正な金額をという主張と、それをいかに早く解決するかという、なかなか両立できないような難しい問題に対し、原発弁護団では1年半で358名の弁護士が246件(個人2,701人、37法人)の案件を申し立てたということは、大変な努力だと思っています。

それでは、それを審理する側はどのような状況なのでしょうか。原子力紛争解決センターの現状を及川会員にお話しいただきたいと思います。

原子力紛争解決センターの現状

及川:私は仲介委員の立場ですので、紛争解決センターや和解、仲介室を代表しているわけではございません。あくまでも仲介委員として経験した立場からお話ししたいと思います。

紛争解決センターの現状といいますと、皆さんもご 承知のとおり何といっても件数が多いわりには解決数 が少ない。言い換えれば未済件数が増えているという ことです。現在の段階ではだいたい申立件数4,700件 に関して、解決したのは約1,600件で、3,100件ぐら いまだ未済が残っています。これを月別に見ますと、 だいたい月に申し立てた件数とその月に落ちた件数が 同じかそれ以上であれば未済件数が減ってくるのです





が、現段階では月の申立件数とその月の解決件数を 比較すると、解決件数の方が少ないので、やはり未済 が増えているというのが現状です。

ただ、傾向といいますか、月の申立件数から見れば、例えば2012年の3月、4月あたりから400件を超えていましたが、8月になって400件を切り、9月になって300件を切るというような形で、若干300件前後に落ち着いています。一時の月400件から300件前後になってきているので、今後申立件数が減少傾向にあるのかという話をしたことがあります。しかし、仲介委員の間では、いや、この段階で申立件数が減る傾向と考えるのはまだ早いということで、必ずしも申立件数が今後減っていくとは見ていません。

先ほど弁護団の方から、なかなかすぐに解決していただけないというようなお話もありました。確かに未済が多くなる弊害が出てきているので、仲介委員としてもそれをなくすいろいろな工夫をしながら早期解決を図っているところです。1つは先ほど弁護団の方のお話にもありましたように、申し立てと答弁の段階で、申立書と答弁書を付き合わせ、争いのない部分については先に一部和解していただくという形を取って、早急な賠償をするようにしています。

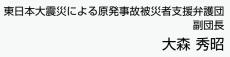
あとは、申し立てにつき弁護士が付いている場合には、申立人代理人と東京電力の代理人との間で争点の整理をしていただく。それを早めにデータでやりとりしていただいて、どうしても不一致な部分があればそれは仲介委員が判断しますよという形にして省力化を図るといいますが、工夫も仲介委員としてはしています。つまるところ争いがあるところをデータで出し、その分について双方がなかなか合意できないので、仲介委員が判断してくださいというところをピックアップして、それについて私たち仲介委員はこう考えますというのを出す形でやっております。

ただ、そういう手続きで対応はしているのですが、 やはり人的な態勢がまだ不十分です。一番不十分なの は事案整理を担当する調査官の人数だと考えています。 先ほど調査官は今97名ぐらいという話でしたけれども、 原紛センターとしては200名にしたいということで、何 回か募集を行っています。聞き及んでいるところでは、 2013年の3月かそれまでには120名ぐらいになると推 測されていますが、それでもまだ200名にはほど遠い 状態です。

なぜ人が集まらないのかという話になると、1つには 調査官のいわゆる勤務体制に対する理解がまだ不十分 だといいますか、調査官になると自分の仕事ができな いのかというようなことがはっきりわからず、躊躇され る会員が多くいるのではと思っています。自分の仕事 をそれほど犠牲にすることもありませんよとお話して、 募集をかけてはいると伺っているのですが。

仲介委員の方は今のところ全体で約200名います。 東弁は58名ですけれども、東京三会だけで157名はいます。あとは関弁連管内の方とか仙台の方から何人かという形で、一応200名はいます。それでは、200名全員に均等に事件があたるかというと、必ずしもそうではないようです。やはり仲介委員の方にも慣れている人と慣れていない人とか、そういうこともありますので、全員には均等に配点ということになっていないと思います。

200人全員が稼働して、1人で10件持てば2,000件になり、20件持てば4,000件になるわけですから、本来ならそれで数字的には対応できるかなというところですけれども、必ずしも現実はそうなっていません。ちなみに私は今70件弱ぐらいは持っていますけれども、1人70件を持っていれば、もしこれが10人いれば700件、100人いれば7,000件ですから、本来は数字的には間に合うかなという気がします。ただ70件というのはな





かなかやりきれないという数で、そういうところであえいでいます。

その点も踏まえて今のところでは、東京三会の仲介委員が中心となってつくったADR研究会というのがありまして、そこで賠償制度、ADRをもっと効率的に早く運用するためには組織を変更しなきゃいけないのではというところまで考え、原発ADR研究会で原紛センターの改善策を申し入れたこともあります。そのうちの一部は徐々に採用されていると思います。審理のやり方、迅速化、あと待遇改善。調査官の待遇改善も今徐々に進んでいると思います。それが十分かと言われると、まだ判断できませんけれども、少なくとも当初よりも待遇の方はよくなっていると思います。

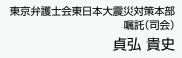
先ほど弁護団の方からも各種損害の取り扱いについてという話がありました。例えば避難慰謝料について、避難所の場合は月12万円、それ以外は10万円では、いくら何でも低すぎるのではないかと、もっと認めた例もあるじゃないかというお話がありました。これに対しては、仲介委員としてはやはり被害の実情、個別事情を勘案して必要なものは増額するという対応をしています。他の仲介委員もたぶん一緒だと思います。必ずしも12万円、10万円に縛られてはいません。

個別事情としては、例えば病気を持っていて移動が 大変だとかの事情があればやはりそれに即した賠償と いうことで、仲介委員としては12万円、10万円とい う指針に縛られずに、もっと適切な額を提示していま す。先ほど1つの例として20万円以上の例があったと 伺いましたけれども、それも1つの例かと思います。 そこまでいかなくてもかなり増額の方向で、被害が大 変であればそれに対する増額の方向で考えています。 場合によっては月額増加が難しくても、一時金として の慰謝料という形で付加するということも、仲介委員 の方では考えています。いずれにしても被害の実情に 即した賠償に努めているということで、必ずしも一定 額以上はだめですよという対応は取っていません。

あとは自主的避難者についても普通の人はもう8万円で終わりだとか、子供の場合はもう60万円で終わりだとかいう話もありますが、必ずしも一律に決めつけてはいません。また就労不能損害はいつ終わるのか、ずっと続くのかという問題についても、子供を抱えている人に関してはある程度の期間は認めた方がいいのではないかというような形で、個別的には認めた例もあります。

あとは、一番問題になっているのが今後増えると思われるいわゆる財産損害として不動産、家財関係ですが、これについても先ほどお話がありましたけれども、いわゆる避難区域の再編成で、帰宅困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に対応した経済産業省、東電の基準があり、全損、6年分として全損は6分の6とか、居住制限区域だったら半損、6分の3、3年でもう帰れる予定でありもし帰れなかったら、1年ずつ、つまりまた6分の1ずつ追加しますという目安があります。しかし、仲介委員としてはこの基準に縛られることは考えておりません。これはたぶん仲介委員に共通していると思います。

というのは、損害の額とかそういうものは、別に経済産業省が決めるものじゃなくて仲介委員が決めるという立場を取っておりますので、あくまでもそれは参考にしている。参考といいますか目安にしているということです。これはどういうことかというと、例えば居住制限区域もしくは避難解除準備区域だから、もう6年もかからないで帰れますよと考えたとしても、同じ地域内の同じ町なのに、一部は帰宅困難な区域があって、たまたまそこに市役所、病院があったというような事情があれば、2年後、3年後に帰ったとしてもライフラインができていないから生活できないこともあります。





自分たちは帰れるけれども、隣は帰れない。その隣に重要な公共施設があった場合には、生活ができないような事情があれば、これはたとえその地域が避難解除とか居住制限区域であったとしても、帰宅困難と同様に扱ってもいいのではないかという議論もしています。そういう場合には指示区域に縛られずにその人の損害は帰宅困難と同じかどうか、全損に近いのかどうかという判断をしています。

実際にそういう判断をした例もあると思います。私の抱えている案件でも、線量等からいったら居住制限か避難指示区域かもしれないけれども、周りの区域の事情を考えたら、これについてはやはり全損と考えるのが適切じゃないかという場合があれば、そういう考え方を示すということも考えております。これは個別事情ですから一般化させることはできませんが、財産損害、不動産損害については経済産業省と東電の基準を目安としますけども、縛られてはいないというのが仲介委員の共通の認識ではないかと思います。

家財などについては、先ほど言いましたように経済 産業省と東電の基準がありますが、原紛センターはま だはっきりとした基準を示していないと思います。そ んなことを言っても和解ができないと困りますので、 一応は経済産業省や東電の基準で和解して、ただし それを超える可能性も将来ありますので、その部分は 和解で縛らない、いわゆる清算条項を付けないという、 一部和解という形で早期に賠償するという方策も取っ ています。たぶん他の仲介委員もそのように柔軟に考 えていると思います。これが今のところの大まかな原 紛センターの仲介委員として経験した現状と問題点と いうことになろうかと思います。

司会:及川会員,ありがとうございます。多くの案件をこなしながら、中間指針はあくまで目安とし、個別

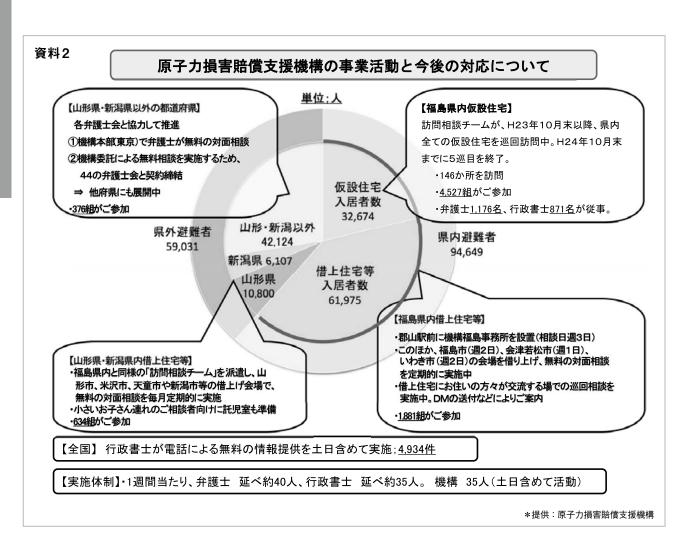
具体的に審理するということでかなり大変なのかなというふうに、お話を伺って思いました。それでは、原子力損害賠償支援機構の現状につき丸島会員にお話しいただきたいと思います。お願いします。

原子力損害賠償支援機構の現状

丸島:原子力損害賠償支援機構は,2011年9月に原子力損害賠償支援機構法に基づいて設置された認可法人ですが,原子力損害の被害者の方々の相談に応じたり,必要な情報提供や助言を行うことなどを重要な業務の一つとしています。また,東電が被害賠償を行うその資金は,国から支援機構を通じて東電に提供するという仕組みになっています。東電には,適切迅速に数多くの賠償案件を解決するということとともに,それを実施できるようにさまざまな改革を進め,さらには電力の安定供給も確保することなどが求められているところです。

支援機構の組織は、経済産業省、文部科学省そのほか関係各機関から集まった約50名のメンバーでスタートしていますが、損害賠償支援の部門を担当する理事については、弁護士の参加をという要請もあり、急きょ設立前に非常勤の理事をお引き受けすることとなりました。

機構の設立当初、被害者の方々への情報提供や相談などの支援活動として具体的に何をやるべきかが検討されましたが、やはり何よりも一番は避難しておられる被害者の方々のところへうかがって支援を行うことがまずは大切な役割であろうということで、設立直後の2011年10月末から、弁護士・行政書士らに協力をお願いして避難先の仮設住宅に入居されている方々を中心にそれぞれの現地で情報提供と相談活動を



始めました。

お手元の【資料2】(2012年10月末現在)に避難されている方々の状況が出ていますが、福島県内の避難者で仮設住宅に入居されている方は約3万2,000人おられます。この仮設住宅を、機構が委嘱したスタッフなどが一軒一軒戸別訪問をして、チラシをお配りしたりポスティングをして損害賠償に関する説明会・相談会のご案内をしています。そして避難者の方が在宅されている場合には、仮設住宅の会場で損害賠償の説明会、相談会を開きますので是非いらっしゃってくださいというように現場の各戸を回る活動を続けてきました。

現在まで仮設住宅では4巡目,5巡目までの相談会が終わっていて,さらに6巡目へと進んでいます。 【資料2】にあるとおりに,これまで150か所ぐらいの仮設住宅を訪問して,相談会にみえられた方々は約4,500組おられます。組というのは家族など複数で相談に来られる方々もたくさんいらっしゃいますので,4,500組と表示しています。仮設住宅の入居者が約 1万所帯ですので、所帯数でいえば全所帯の3分の1 ぐらいの方々が、この相談会にみえておられるという ふうに思います。

それからたくさんの避難者がおられるもう1つのところは、福島県内各地の借上住宅などです。借上住宅はあちこち点在していますので、当初はその全体像がなかなか把握しにくいところがあったわけですが、最近では、福島、会津若松、いわき、その他の拠点となる都市に特定の相談場所を設けることによって、また広報もかなり徹底することによって徐々に相談にみえる方が増えるようになってきています。そして、各地の社会福祉協議会やNPO法人、自治会の方々などとの連携が取れるようになってきて、こうした方々との連携と協力によって相談会が徐々に広がってきています。借上住宅の入居者数は約6万2,000名ですが、今までのところ約1,900組の方々がこの相談会におみえになっています。

福島県以外では、新潟県と山形県にかなり多くの 方々が避難しておられますので、支援機構の主催で現

資料3-1

(参考) 弁護士及び行政書士の従事者数 (平成23年10月末から平成24年8月末まで)

① 弁護士 口 延べ約1,950人

うち、福島県内の仮設住宅 約1,060人 福島県内の借上住宅等 約 400人

□ 登録弁護士会

- 東京三会
- 65% 関東弁護士会連合会 11%
- ·福島県弁護士会 8 % 山形県弁護士会
- 4 %
- その他の弁護十会 8 % 16にならない

② 行政書士

口 延べ約1,870人

うち、福島県内の各種事業(福島県行政書士会) 機構本部(東京)での電話による情報提供

約1,100人

(東京都行政書士会) 約 760人

地の弁護士の方々に委嘱して、定例の相談会を実施 しています。さらには、福島から避難されている方は 全国のすべての都道府県にわたっており、このような 全国各地の避難者の方々に対してどのような情報提供 と相談活動の支援を行うかということは大きな課題で ありましたが、これについては、各地の弁護士会に相 談事業を委託し、弁護士会の一般の相談センターの 枠の中で原子力損害賠償の相談事業を実施していた だくということでお願いをしてきました。この間全国の 44の弁護士会と業務委託契約を締結して、全国の大 半の地域で支援機構と弁護士会が協力して相談事業 を実施できる態勢となってきています。

こうした情報提供・相談等の支援活動に従事して いる専門職の数ですが、【資料3-1】にあるとおり、弁 護士数は延べ1,950、約2,000名ですね。これだけの 方々に仮設住宅での相談会、あるいは借上住宅での 相談会に出掛けて行っていただいています。内訳を見 ていただくと分かるとおり、東京三会の弁護士が65%、 3分の2となっています。数多くの東京三会の弁護士 の方々によってこれらの相談会が担われているという ことがよく分かります。また、関弁連管内の弁護士の 方々も11%となっています。

さらに、行政書士の方は1,870名となっています。 福島現地では福島の地元の方が中心となっていますが、 東京の機構本部では東京の行政書士会の協力を得て 情報提供業務等を担っていただいています。機構が立 ち上げられた当時、現地での相談会をどのようにやる かということについてまだ模索状態でありましたが、

資料3-2

	O. 108XTXV19A
	特徵
1. 相談場所	(1)福島県内の仮設住宅団地;集会所(事情により個別の居宅) (2)福島県内の借上住宅居住者;住民が交流する場
	<u>⇒より身近な場所に赴く</u>
2. 相談時間	・1回1時間。最低30分間 ⇒深刻な原子力損害への対応
3. 相談回數	・継続相談 O K (1) 継続相談 予望者に対して面談カードの写し(弁護士が記入する相談概要、担当弁護士の氏名等)を手交 (2) 相談者が A D R センターへの本人申立てを希望⇒申立て前に再度機構の無料相談を利用するよう助言 →継続する原子力損害と賠償請求への対応
4. 全体説明会	・希望に応じて実施(個別の対面相談を実施する前に1時間程度) ⇒変化する住民の関心事項への対応
5. ご要望等の 聴取	・政府、東電等に対する要望等を聴取。 ・定期的に統計処理し、公表。

3. 相談事業の特徴

*提供:原子力損害賠償支援機構

ちょうど当時南相馬で東京の弁護士の方々が全体説 明会と個別の相談会をセットで実践して成果をあげて おられ、こうしたよい実践経験を機構の方でも大いに 参考にさせていただき、機構の広報や自治体との協力 関係などもあって、ここまでやってこられたと思います。

当初弁護士サイドでは、行政書士が参加することや、 あるいは政府が設置した機構が行う相談会というもの への躊躇があるとのお話を聞きましたけれども、しか し大規模な損害賠償案件の支援を被害者の立場に立 ってやりきるということは、これはもうどう考えてみて も専門家としての弁護士の役割だと思いますので、参 加をお願いしてきました。弁護士と行政書士の比率も 弁護士の数が次第に多くなり、また弁護士が法律相 談を、そして行政書士は住民の要望を聞き取り、また 必要な情報提供を行うという役割分担も明確になって 今日まで来ています。福島現地の行政書士の方々には、 被災しておられる方もおられ、現地の方ならではの活 動もあり、その役割に徹して非常に熱心にやっていた だいていると思います。

次にこの相談事業については、【資料3-2】にあると おり、いくつか特徴があります。まず相談場所ですが、 被害に遭われた方々から遠いところに相談場所を設け て「来て下さい。」というふうなやり方ではなくて、被 害者の方々がおられる正にその現場に出向いていって、 身近な場所で相談事業を行うということがまず第一で す。そういう意味では、仮設住宅内の集会所を利用し、 場合によっては戸別に住宅を訪問するという形で相談 活動をしてきています。また、借上住宅についても、

住民の方々がその地域で交流する場所もありますので、 そういう場所でも相談活動を行っています。

2つ目は相談時間の点ですが、原子力損害の被害というのは、生活全般にわたり抱える問題が広く深く相談時間も長くかかるものがあります。通常の法律相談は一般的に30分とされることが多いですが、この相談事業では相談時間は原則として1時間としています。

3つ目が相談回数の点です。いずれにしても1回の相談で方向が定まるような話でもありませんから、継続相談もできることとし、継続相談を希望される方に対しては面談カードの写しをお渡しして、担当弁護士の氏名や相談内容などが書かれたものを持っていただいて次の相談にもつながるようにしています。継続相談は1年度内3回までできるようになっています。

それから、相談者がADRセンターに本人申立てをすることを希望される場合も結構あるのですが、その場合も申立前に機構の無料相談を利用していただけるようアドバイスもしています。いずれにしても、原子力損害の賠償請求について継続的な対応が取れるようにしていくことが重要なポイントであるだろうと思います。もう1つは全体説明会の実施です。これはそれぞれの地域において希望により行っていますが、その地域や集まっている方々、時期によって説明すべき内容や相談内容に特徴があるわけでして、それぞれの地元の要望に応じてその時々のテーマも柔軟に変化させながら、住民の関心事項に対応して進めていきたいというふうに考えています。

もう1点は、こうした相談会などの機会を通じて東 電や関係機関などに対する住民の要望をきちっと聞き、 これを定期的に整理して発表するとともに、関係機関 にきちっとつないでいくというのも大切な役割となって います。これは「相談事業の活動実績及びご相談者 からのご要望等について」という資料にまとめられて いますが (http://www.ndf.go.jp/press/at20121023hn.pdf), これらは2012年4月から8月までの相談活動の中で現れたものを整理したものです。詳細はご覧いただくということですが、財物損害の問題、生活費増加分、避難費用の問題、損害賠償の終期、打ち切りの問題、こういうものに対する不安等々いくつかの大きな問題が現場で訴えられております。現地の相談会等で出されているいろいろなご要望については、政府・関係機関・東電も含めて機構からそれぞれに申し入れ改善を求める活動をしています。

そして次に、課題についても一緒にお話ししていい ですか。

司会:はい、お願いします。

丸島:課題の点ですが、原子力損害に関する損害賠償スキーム全体をどのようにするべきかという問題が基本にありますが、ここでは支援機構の相談事業の分野での課題ということで申し上げます。

今回大規模な被害が起きている福島という地域は今まで弁護士を初めとするさまざまな分野の専門職の数が少なく、住民の方々もそうした専門職との接点がとても少なかった地域でした。そういうことからも、当初この相談会は本当に無料なのか、弁護士に相談する費用がどうなるのかなど、費用面での心配や疑問も機構には寄せられていました。

機構が行う全ての相談事業は無料であることを周知 徹底することは今後も引き続きの課題でありますが, 最近は相談だけではなくて弁護士に委任して適切な損 害賠償手続をとりたいと希望される方も徐々に増えて きています。そして,その場合には必ず弁護士費用は どうなるかということについて心配される方々がおられ ますので、この点に関する情報提供を弁護士会のご協

資料4 文部科学省原子力損害賠償紛争審査会第29回配布資料

申立件数の結果等(平成24年12月6日現在での取扱状況)

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
申立件数	38	80	143	260	248	355	466	447	480	409	472	395	281	347	299	63	4,783
既済件数	0	1	1	4	8	23	49	91	127	160	215	235	184	266	256	54	1,674
(内訳)																	
和解成立(全部)	0	0	1	1 1	2	7	23	44	64	93	134	151	122	183	187	42	1,054
和解打切り	0	0	0	0	1	7	10	11	34	30	36	34	25	29	33	7	257
取下げ	0	1	0	3	5	9	16	36	29	37	45	50	37	54	36	5	363
未済件数累計	38	117	259	515	755	1,087	1,504	1,860	2,213	2,462	2,719	2,879	2,976	3,057	3,100	3,109	
【参考】	-																
一部和解成立	0	0	0	0	0	1	7	9	10	6	21	31	36	39	45	5	210
仮払和解成立	0	0	- 0	0	0	1	3	3	1	5	13	8	8	19	11	1	73

*文部科学省ホームページより

力を得ながら機構としてもきちんとやっていかなければなりません。

また、これに関連して、弁護士に委任することを希望される方への対応について、機構は、情報提供・相談事業などの業務を行いますが弁護士の受任までは関与しないという枠組みの中でスタートしていますので、その立ち位置が難しいところもあります。しかし、相談から弁護士への委任へと切れ目なく連携していく必要があることは明らかですので、例えば相談後に希望があれば名刺を渡す取り扱いなど、必要に応じて柔軟な対応をしているところです。

2つ目は、アウトリーチ活動のさらなる強化ということです。現在、機構の相談事業については、各地に避難しておられる住民の方々に避難元の自治体から定期的に相談会の案内を送付していただいており、この案内チラシはよく読まれているとのことです。仮設住宅での相談会はすでにかなり徹底してきていますが、借上住宅や福島県以外の避難者の方々などに対する働き掛けの強化が必要です。自治会の会長さんとの協議やNPOとの共同によって、住民の方々が交流する場で相談会を実施するとか、さまざまなアウトリーチ活動の強化をさらに徹底してやっていくこと。被害者の方々が暮らしておられる近くの場で相談活動をさらに続けるということが、当面の相談事業の大きな課題となっています。

司会: 丸島会員, ありがとうございました。先ほどの 資料の中で, 仮設住宅への弁護士派遣人数が延べ 2,000名とありまして, 現時点での弁護士の人口は3 万2,000人ですので、単純に計算すると16人に1人の 弁護士が福島、山形、新潟の仮設住宅等に足を運ん だという形になりますね。避難者にとって、弁護士が 少なくとも今までよりは敷居が低いというか、身近な 存在になってきたのではないかなと。それは支援機構 の努力のたまものなのかなというふうに、個人的には 考えております。

原発弁護団から

紛争解決センターへの要望

司会:それでは早速ですがフリーディスカッションの方に移りたいと思います。皆様、忌憚のないご意見をお願いいたします。いきなり核心部分になってしまうかもしれませんが、今先ほどかなり課題の中でお話をされてはいたんですが、もう一度、大森会員、原発弁護団から紛争解決センターへの要望ということで、ご意見をお話しいただければと思います。

大森:【資料4】にあるように12月6日まででセンターへの申立件数が総計で4,783件ですね。そのうち既済件数が1,674件です。ということは約3,000件がまだ終わっていないという状況です。調査官の人数を増やす、仲介委員の人数を増やすというお答えをいただいているのですが、なかなか追いついていないのが現状だと思います。そのような状況でやはり解決までに時間がかかっているんですね。そして、時間がかかっているだけではなくて、人手が足りないために口頭審理

を開かずに和解案を示すというのが原則化しつつある のが現状です。

口頭審理を開いていただかないと、申立人本人、原発事故の被害者の方々が自分の思いを伝えることを実現する場がないんですよね。弁護士との相談を重ね、求められた資料を整理して提供し、これで申し立てますよと弁護士から言われた。1カ月後、2カ月後に東京電力の答弁書が来ましたとの報告を受ける。それから数カ月後にセンターの和解案が出ましたとの報告を受ける。その間にセンターからの釈明に答えたり、東京電力の主張に対する反論や証拠の補充をする場合もあります。このような経過で、被害者の方々は、自分はずっとその蚊帳の外にいて、突然にセンターの和解案を知らされるというのが現状なんですね。

このために、被害者の方々は、長いな、自分はどこ にいるのかなというような気持ちになるばかりか、被害 者の声も聞かずに和解案を出してしまうセンターに対 する信頼や期待を失っていくように思うわけです。で すので、先ほど慰謝料の増額についても個別具体的な 事情で判断されているというお話があり、これは大変 に大事なことだと思いますが、そのためにも直接当事 者から話を聞いていただく機会をぜひ確保していただ きたいということが弁護団としての切実なお願いなん です。主張書面や領収書等の証拠書類を見ただけで 和解案を示されてしまうと、形式的にしか判断されて いないという不満足感が残るし、提示された和解案を 受け入れることができないのです。被害者の方々は今 も避難を強いられており、そのことによる精神的苦痛 は日々継続していますので、当事者が納得のできる場 を踏んでいかないと、真の解決には到達することはで きないと思います。

司会: そうですね、今の口頭審理の省略という点につ

いて、及川会員、仲介委員という立場でお話しいただければと。

及川: 私自身の担当した案件で口頭審理を省略するという形は取ってはいないのですが、ただ一般的には先ほど申しましたように、迅速に損害賠償してくれと、審理期間を縮めてくれという要請がありますので、口頭審理を経なくても和解できるのであれば和解の手続きをしましょうというスタンスに立っています。和解ができない場合はもちろん開くという形になりますから、あくまでも口頭審理をやらないというのではなくて、やらなくても和解できるのであれば和解の手続きをしましょうということだと思います。

もう1つは、口頭審理期日は、申立人、被害者の納得の面からも軽視してはいけないのではないかという話がありました。そういう点はあると思います。ただ先ほど言いましたように口頭審理期日となりますと、期日がなかなか入りにくい、それだけで延びてしまうことがあります。例えば弁護団の方も出席は2~3人したいとか、東京電力の代理人も出席したい、仲介委員もいるし調査官もいる、これだと4~5人か5~6人の弁護士の期日を調整するというと、なかなか合わないんです。だからできれば場合によっては近くでも電話会議だとかテレビ会議だとかというのを使って口頭審理をやるという方法も考えています。被害者の生の声を1回は必ず聞くというのはよろしいかと思いますが期日がそのために1ヵ月先になりました、2ヵ月先になりましたというのはちょっと避けたいところです。

そうするとやっぱり迅速性と適正さとの兼ね合いみ たいな話になり、その中で今は未済ケースが多いもの ですから、どうしても迅速性の方が要求されているの かなという感覚を持っています。口頭審理をしなくて も和解ができるのであれば、まずそっちをというのかと 思います。ただ、口頭審理を省略したら好ましくない のではという声はかなり仲介委員の方にも聞こえてい ますので、まったく必要ないと考えている方はいらっ しゃらないと思います。必要に応じて開くという形に なろうかと思います。

それともう1つは場所の問題です。開く場所も東京 以外になりますと、調査官も一緒に行かなきゃいけま せんので、調査官の人数からいって地方まで行けるか という問題も若干あります。そういう人的な容量不足 のためになかなか時間が取れないということもあります けれども、今後調査官が増えていったりすれば適切な 口頭審理の開催ということも、十分な期待に沿えるか どうか分かりませんけれども、いい方向でできるのでは ないかとは考えています。

司会:ありがとうございます。

大森:今の及川会員のお話に関して発言したいのですが、いいですか。

司会:どうぞ。

大森:争いのないところから和解をいただいている現実はありまして、それはそれで意義があることだと思うんですけど、やはり口頭審理を開いて必要な個別具体的事情を聞き取って確認していただいた上で、適正な賠償額の基準をどんどん作っていただくことを期待しているんですよね。争いがないところだけ和解して一部和解でいいでしょうと、早くやるために必要でしょうというだけでは、せっかくのセンターの和解仲裁する機関としての使命が達成されないと思うんですよ。

だからどんどん中間指針であるとか東電基準ではない い適正な独自の賠償基準を作っていただくために、や っぱり口頭審理を積み重ねていただいて、妥当な基準を示していただくという作業、この努力は続けていただかないと困るということと、それから時間がないという、代理人の期日の調整とかいう点で苦労されているとは思いますが、申し立てのあった段階で1カ月後に答弁書、2カ月後に口頭審理だとか、口頭審理の前に申立人の再反論の期日だとかを決めてしまえば、スムーズに日程調整はできるはずなので、そういう期日調整の点でも調整の余地はまだまだあるんではないかと思います。裁判所の方がまだ上手にやっているように受け止めていますので、そこはやはり再考していただきたいというふうに思います。

及川:確かにおっしゃっているとおり、いわゆる計画 審理的なことを最初にやっておけば、口頭審理期日開 催は可能かなとは思いますが…。

大森: センターが被申立人側に示した答弁書の提出期限は、申立人側には知らされないままですからね。

及川:そうですか…。計画審理は実は一部、例えば 事業者案件だとかでは、とにかく計画審理をやって早 急に進めようということでやっていると伺っています。 それが未済の3,000件に全部適用できてうまく回るか どうかというのはちょっと私も分からないですけれど も、そういう方法を全件に導入するということも、い いことだと思いますね。ただそれに対して当事者がそ の計画期間内にちゃんとやっていってくれるかという、 そういう疑問といいますか、どうなのかなというところ も若干はありますが、それはそれで確かにそのとおり かなと思います。

司会: ありがとうございます。 先ほど及川会員のお話

資料5

東京三会関係 弁護士相談

(平成24年4月1日~平成24年11月30日)

1. 機構本部

弁護士数(人)	面談件数(件)	電話応対件数(件)	相談合計(件)
140	48	233	281

2. 福島事務所

弁護士数(人)	相談件数(件)
27	84

3. 福島常設

O. 141-7117 P.C.				
弁護士数(人)	相談件数(件)			
53	228			

4. 山形. 新潟

H/12; 4717/19					
弁護士数(人)	相談件数(件)				
14	45				

5. 訪問相談

弁護士数(人)	相談件数(件)
526	2,091

- (注)

 ・派遣頂いた弁護士数は、機構にて作成の弁護士データベースより
 - 抽出。
 面談件数等は,相談業務集計表の 全件数から東京三会以外の対応 件数を手計算により除外し算出。
 - 委託契約分は除く。

*提供:原子力損害賠償支援機構

6. 総数

弁護士数(人)	相談件数(件)			
760	2,729			

では、東京三会の仲介委員が中心となってつくった原発ADR研究会というところで組織改革や改善策をいるいろ検討されているということなので、ぜひ今日のお話を検討して計画審理のさらなる実行化に努めていただければと思います。

及川:はい。

司会: それでは、ほかに要望ということで、慰謝料・不動産損害といった、損害額的な話ではどうでしょうか。

大森: そうですね、請求内容自体が今変化する局面にあります。というのは、包括請求がされるようになっている、ということですね。東京電力が将来の何年か分も含めた請求書式を送り始めています。帰還困難区域であれば、先ほど6年分とおっしゃいましたかね。

及川:全損例ですね。

大森:全損例の場合だけではなく、それ以外の区域の 方も将来何年分というふうになっていくということで は、請求の計算方法が今までの毎月いくらということ じゃなくて、将来分を含めた請求に変わっていく。と 同時に、大きな問題はやっぱり不動産の賠償という問 題が絡んできます。行政が行った区域割りにとらわれ ないでご判断いただいているという点は確かにそのとお りで、この点は是非どんどんそういうご判断をいただ きたいと思います。

それから、例えば家財の賠償について、取りあえず 東電基準によって算出し、かつ、清算条項を付けない、 という形で和解案を出していく、ということをセンタ ーがアナウンスすることには反対ではありませんが、そ の基準を上回る部分をどうするのか、ということが示 されていません。家財だけじゃなくて不動産である土 地、建物の賠償基準をどうするのかということは、検 討はされているとは思うんですけれども、まだまだ明ら かになっていない。個別具体的な事情によって変化す る、変わってくることは当然なんですけれども、その 大枠的な考え方、算定方法ぐらいはセンターの中でも どんどん基準を出していっていただくことが、今後の 賠償をスムーズに早く進めるためには必要なんではな いかと思います。

不動産の賠償基準については、弁護団は弁護団として見解を持っていますが、それを反論なり批判していただくなり、議論をしながらどんどん進めていくことが必要な段階ではないかなと思っています。

及川: 今ご指摘のありましたとおり、まだはっきりとセンターの方では不動産賠償の基準、独自のものは出してないと思います。仲介委員としても出していただければということで話はしているのですけれど、難しいですね。今検討はしていますが出ていないので、ちょっとご迷惑を掛けているのかもしれません。ただ、家財について先ほど基準を超えた分はどうなるのかとの

ことですが、もちろん仲介委員としては基準を超えた場合はある程度の立証みたいなものがあれば、それは支払うということで、もっと家財がいっぱいあったのに基準でしかだめだということは言っておりません。

あとは、不動産の方については先ほど言いましたように、必ずしも区域や編成にとらわれないで実情で今やっているというのは共通した仲介委員の考え方だと思いますので、それだけはちょっと申し上げておきます。

司会: じゃあ、私の方からちょっとつなぎを。ということで今いろいろな弁護団からの要望と、それに対する紛争解決センターのお話がありました。やはりすべての話の根底に人手不足があるとは思います。その辺東京弁護士会としてはどのように考えているのか、渕上会員の方からご発言いただけますでしょうか。

渕上:先ほど申し上げましたように、東京弁護士会ではすでに52人の調査官を推薦しております。2013年1月になりますともう少し増えることになりますが、2013年3月末までには、全体で200人と及川会員がおっしゃったような目標のために、また数十人規模の調査官の追加推薦が必要になっております。今、若手会員への呼び掛けを一生懸命続けておりまして、会を挙げて取り組んでいるというのが現状でございます。

原子力損害賠償支援機構と 紛争解決センターの連携

司会:ありがとうございます。それでは次に,原子力 損害賠償支援機構と紛争解決センターの連携という ことについて,丸島会員にお話しいただければと思い ます。 **丸島**:支援機構と紛争解決センターとの関係にとどまらず,さまざまな関係機関との連携,共同をどう進めるかということは大変大事な問題だと思います。もちろんその基本はこの大災害の被害者に対する賠償支援を迅速適切に進めるという観点に立った共同ということです。支援機構はもちろん政策官庁でもありませんので,政策提言をするわけではなく,その目的に沿った立ち位置がありますが,全体を調整してスムーズに問題の解決に導くことができるようさまざまな関係者との協議,情報共有,認識の共有をしながら活動を続けています。

特に紛争解決センターとの関係は、全体の枠組みの 中で大変重要だと認識しています。統計数字にも出て いますが、直接相対交渉で解決されている案件やその 賠償額の総額に比べると、ADRの場面で解決してい る人数や賠償額の総額は、まだかなり少ない状態にあ ります。もちろん多くなればよいというわけではありま せんが、やはりADRのところで、迅速適切に個別案 件の解決事例が積み重ねられ、その解決事例の蓄積 が相対交渉の場面にもうまく反映され、全体として大 規模な案件を適正迅速に賠償していくことができると いう仕組みとしていくことは好ましいことだろうと思い ます。紛争解決センターとの間では適宜抱えている問 題についての情報を共有し、紛争解決センターの人的 物的な不足の問題を初め抱える問題について関係機関 に適宜に働き掛けてその機能が十分に発揮できるよう バックアップすることなども心掛けています。 また手 続的なことでは、先ほど来出ているチャンピオン方式 であるとか、内払い、仮払いの促進であるとか、いろ いろな解決に向けてのアイデアなり協力なりということ は、今後とも続けていきたいと思っています。

東電との関係についても,指導官庁としての立場に あるものではありませんが,賠償が迅速適正に進むと いう意味では東電の対応というのは極めて重要でありますので、先ほど出ていますように現地で出ている住民からの要望、それから自治体を回り首長さんや職員の方々からもたくさんの要望が出されています。個々の案件に機構が介入することはできませんが、類型的に出されてくる問題状況については、その改善を求めていくということを今後ともやっていかなければならないと思います。

もう1点、弁護士会の役割も重要だと思います。今 回の損害賠償問題に関わる関係者として、多数の弁 護士が関与しています。原紛センターも仲介委員や調 査官など活動の中心に多くの弁護士がいます。被害者 弁護団はもとより東電にも弁護士が関与しています。 機構の事業にも弁護士が関わっています。このように 関係する弁護士らがそれぞれの役割や立場に立脚しな がら、しかし全体としては法律専門家としての共通の 軸をもって、被害者に寄り添い、そして客観的にも適 切でスピーディーな解決が進められる枠組みを積極的 につくっていく必要があるだろうと思います。そういう 観点からは、それぞれの部門で活動する弁護士間の認 識の共有をできるだけ図り、それを前提として当面す る課題に対して力を合わせて必要な改善を進めていく ということが本当に求められている。弁護士、弁護士 会が出番として求められているということをずっと感じ ていますので、細部での誤解や行き違いをできるだけ なくし、大局的にそれぞれの立場からよりよい仕組み をどうつくっていくかということでの協働をぜひお願い したいと思います。

あと1点、現在、原紛センターを所管する文部科学省から、東電の損害賠償の状況、ADRの解決事例などこれまでの事例を集約する作業を支援機構に委託されており、新たに弁護士らにお願いをしてその整理集約の作業をしています。ADRの解決事例の和

解文言だけではなかなかその趣旨が一般には読み取れないこともあり、また現地ではADRの和解はどのような考え方で、どのように解決をしているのか知りたいという声も寄せられています。さらに、機構がお願いしている相談担当弁護士からも、同様の要請が出ている状況もありますので、現在そのような作業を進めています。

ただし、これは、ADRがこれまでに当事者の承諾を得て公開された事例を基にしていますので、今のところ件数は全体の一部であり、また今後さまざまに新しい解決事例も生まれてくることも予想されます。そのことを念頭に置きつつも、当面、地道に従前の事例を整理・集約し、関係する方々に供していく必要はあるだろうと思います。弁護団の方からはADRの解決例が訴訟を行う際にも一つの先例となり訴訟における適正な解決の妨げになることを懸念される意見もあると聞きますが、もちろん訴訟は訴訟でそれぞれの事案の主張・立証を尽くして、それぞれに適切な解決が進められていくべきことであり、少なくともADRセンターが今までどのような案件をどのように解決しているのかということについて、情報共有を進める作業もまた必要だろうというふうに思っています。

司会:ありがとうございます。

大森: 丸島会員から最初にご説明のあった【資料2】を見ますと、山形、新潟、要するに東京以外、もちろん福島も含めて、たくさんのところで弁護士が相談を受けているんですね。各地に弁護団ができていまして、札幌もありますし、大阪にも九州にもあります。そして、例えば札幌の弁護士はADRの口頭審理の際には東京まで来ているんですよね。新潟も山形もそうなるんですよね。やっぱり遠すぎると思うんですね。

だから制度的な面を整備していただくのであれば、 もう少しADRセンターを利用しやすくするために場所 的な問題を考えていただく必要があります。口頭審理 を東京だけではなくて地方でも行えるように。センタ ーの事務所は福島にもありますけども狭くて物理的な 制約もあります。人もいませんですよね。

そういう面では各地に避難されている方がいらっしゃるわけだから、そこの人たちの声を聞いてやっていくためには、東京、福島だけでは足りないんじゃないかなというふうに感じていますね。もう1つは、今おっしゃった和解事例を集めていらっしゃることですけれども、これについてはセンターのホームページに掲載されている和解案というのはごくごく一部で、代理人が付いている案件は比較的少ないんじゃないかと受け止めています。

代理人も付かずにまとまったものだけをチョイスして 検討するだけではちょっと心配だなと思います。また 代理人が付いているケースでももっと適切な事案があ るはずなので、そういうものも確認しながら検討をし ていただき、公表する資料として使うのであれば、よ く見極めていただきたいなと思っています。

丸島:1つ目の、ADRセンターを各地で利用しやすくできる検討ができないかという点ですが、もちろんそれはADRセンターのお話ですので、私の方で判断できることではありませんが、同様の問題意識を伺うことはあります。各地の弁護士会が設置しているADR、紛争解決センターに委託して、弁護士会の場所を借り、現地の仲介委員を依頼して各地でできないかというアイデアを聞いたこともありますが、人や場所の手配、手続面など、いろいろ論点があるのかも分かりません。必ずしもその議論は広がらなかったようですが、いずれにせよさまざまな改善点について、弁護団とADRを初め

いろいろな場面での協議が必要だろうと思います。

それから2つ目の点ですが、ご指摘のとおり公開事例がまだ多くないですし、公開されるまでの時間もかかっています。従って当初の和解事例はどうしても代理人が付いている案件が少ないという問題があるのでしょう。このようなADRの解決事例を集約する事業は、所管の文部科学省の方でも継続してやっていただく必要があるのだろうと思います。原紛センターの人的態勢の問題もあるでしょうが、できるだけ大森会員が言われたような趣旨を踏まえていろいろな事例が紹介され、個別事案に応じた適切な解決が図られるという認識が広がるような工夫がそれぞれ関係者のところで必要だろうと思います。当面はとりあえず2012年度の事業ということで進められていますが、その後の事例について次年度どのようにするか文部科学省でも検討していただければと思います。

司会:ありがとうございます。ところで、今日の資料を見てふと思ったのが、相談内容に、生活全般に関するものというのが私の予想以上にありまして、仮設住宅の改善とか、損害賠償には直接関係ないようなお話なんですが、それを支援機構に要望を出しているということ自体、地元住民としては困っていることがあるんだけど、それをどこに言っていいか分からないというようなところが出てきているのかなと思いました。

丸島会員から今お話があった、弁護士が全体として被害者に寄り添った枠組みをつくるべきという話の中では、こういう住民の意見を酌んでそれで発表するということも、大きな目で見ると「困ったことは弁護士に」という意識が住民に生まれ、それを基に関係機関が動いていって問題の解決をするということでとても意味があることだと思いました。また、損害賠償の話でも避難場所に対する慰謝料の増額事由と、これだけ

で単純に増額になるとは思いませんけれども, やはり 現地の声を聞くという支援機構の地道な活動というの は非常に評価されるべきことかなというふうに, 個人 的には考えておりますし, ぜひ続けていただきたいと 思っております。

丸島: そのとおりでして、私たちが現地へ行くと、支 援機構の役割が何かはともかくも、すべてのことをぶ つけて聞いて欲しいという皆さんの思いを強く感じま す。最初にある仮設住宅の集会所を訪問した際、ま ずは仮設住宅の環境を何とかして欲しいという話がた くさん出されました。自治会長さんが、「損害賠償支 援機構の方なので仮設住宅の話ではなくて…」と投げ かけても、とにかく聞いて欲しいということがいっぱい 出されてきます。今、貞弘さんが言われたように、た くさんの弁護士が相談活動やその他の活動で現地に入 っておられますから、そこでは、たくさんの住民の悩 みや要望を聞いておられると思います。これを、法的 な問題の解決につなげ、またどのように行政や政治の 役割につないで、全体を前に動かしていくのかという ことは大切な課題だろうと思います。弁護士会の現場 での相談活動が、大きなきっかけとなって住民の方々 の力になることができるといいなというふうに感じてい ます。

紛争解決センターから 弁護士会・弁護士への要望

司会:ありがとうございます。それでは次に、紛争解 決センターの方から弁護士会や弁護士に要望などはご ざいますでしょうか。 及川: 私個人が受けている案件ではそれほど仲介委員からの不満みたいなのは特にありませんが、聞き及んでいるところではやはり最初に資料を出していただいて、申立人と相手方双方で進めている段階で、じゃあ、ここで和解案をこちらの方で出しますといって提案を出した途端に、実はもう1つ損害がありましたと追加請求、追加資料提出されると、また元に戻るという例がありますので、できれば最初から全部やっていただければありがたいなというところはあります。

あとは、特に生活費増加費用の請求などだとものすごい数の、もう100とか200、添付される領収書も200とか300と出てくることがあります。実際の損害である以上検討するのですが高額な嗜好品とか高額な生活用品まで含まれていると、何で必要なのとなりますから、ある程度おやっと思われるようなところは一応吟味した上で出していただければ助かるなと思っています。あとは、項目が多いわりには総額的には例えば8万円だ、9万円だという場合もあるんですね。東電はそのうちの3,000円、4,000円は認めないから8万円だとか、そういうことで2ページ、3ページのところをチェックするということもあるのですけれども、そういう場合には概算でやりたいという気持ちもあります。概算でやりたいことの理解も少しいただきたいと思います。

例えば申立人は全部で13万円掛かりましたと。それに3ページぐらいの項目を全部、2,000円とか500円とかを全部出してくると、東電はそれに反論して、いや、これは8万7,000円ですとか出してくる。4,000円くらいが不一致ですとか、2万いくらが不一致ですというのにあまり時間をかけたくない思いです。そうすると概算で、掛かっているのは掛かっているんだろうからこのぐらいは払いなさいよという場合があります。そういう対応についても実は理解していただければなという気

はしています。

あとは、弁護団案件ではないのですけれども、家族で子供が当事者になっているのに、子供の委任状を出す方とかいらっしゃるので、子供は困りますよと言っても、何でいけないんだと言われ困ったこともあります。あとは家財賠償で基準だと少ないじゃないかと、うちは2人もいるんだと言われるのですが、申立人は1人となっているので、家族構成は2人ですかと言うと、そうですよと。もう1人の方の請求はどうなっていますかと言うと、あれと言って、じゃあ、追加請求しますとか、そういうまだまとまりきれてない形での、途中から追加するという形もあります。その辺もできれば最初の段階で目配せをしていただければ助かるなという気はします。全体的には特に困ったということは私に関してはほとんどないです。

渕上:基本的に仲介を申し立てる「いろは」ができてないんですね (笑)。

司会:後段の問題は個々の弁護士の質の問題のようで、弁護士会としても、今後研修などでスキルアップを考えております。次にお話しいただければと思うんですが、前段のあたり、最初の問題ですかね、その辺弁護団としても追加請求とかその辺についてはどうでしょうか、いろいろ検討はされているんでしょうか。

大森: 追加請求, 例えばこの家財の請求を忘れていましたから追加しますというようなことはよく聞きます。 どうしても遠方の依頼者と書類のやりとりをしながらやっていくと, 領収証の漏れだとか聞き取りの漏れがあったりして, そういうことはありますが, できるだけ早期に漏れなく請求するようにとの助言はしていますね。新たな請求の追加ではなくて, 従前の, 例えば就

労不能損害を1月から6月分まで請求していたけれども、センターでの和解仲介手続に時間がかかって12月になった場合に、7月から12月までの損害の賠償も含めて和解案を出して欲しいというケースでは、それはやはり一体としてやっていただかないとどんどん時間がたっていくわけですから、柔軟な対応をお願いしたいというのはありますよね。

実情としては本当に及川会員がおっしゃるとおり、 細かい領収書の束を見て何円単位で認めない、認める べきだというやりとりをしているんです。

及川:やる方も大変ですよね。

大森: そういう意味ではある程度の合理的な基準を作っていただいた方がいいんですが、その基準づくりのためには、だいたい避難している方は月どのぐらいの増加費用が発生しているんだ、という情報を提供しなければいけない。その増加費用は、中間指針のいう慰謝料月10万円の中の通常の生活費の増加分ではないんだよということの振り分けがまだできていないんですよ。そういう判断をしていただくためにも、我々としてはできる限り支出した費用で損害として評価されるのが適正だと考えられるものは請求していくことにしています。いつまでもそのやりとりをやっていると切りがないので、どこかでその解決基準を作っていただくことは必要かなとは思っていますね。

及川: たぶんそれは個々の事件に応じて仲介の方で、 分かりましたけど、これ、概算でこれでいかがでしょ うかって提示があるんじゃないかと思うんですね。

大森:集団申し立ての事件はそういうふうにやっていますので。チャンピオン方式にはなっていますから。

丸島:チャンピオン方式で進められている事案でも、 チャンピオンとして選ばれた案件以外のその他の事例 で、やや細かな立証を求められたりというふうな問題 もあるのでしょうね。

大森:チャンピオン方式が早いとは限りません。

及川:同感です。異なった個別事情があれば早いとは 限らないと考えています。

事業者案件のチャンピオン方式もあるのですが、チャンピオン方式といっても実は個々の申立人の事情は 全然違うので、そこでチャンピオン方式をやったから 全部適用してすぐ解決できるかといったら、必ずしも そうではないというような話も聞いております。 最終 的には個別事情になるのかなというところは確かにあ りますね。

丸島:せっかくチャンピオン方式を採って解決を進めようとしているケースでは、あまり細かい立証まで立ち入らないで、ある程度の包括的な基準を出して積極的に解決を進めるようにしないといけないのではないかなという印象もありますが。

及川: 仲介委員としても先ほど言ったように、概算でこれはこれで認めるという方式でそこそこ対応しているところはあります。何だ、根拠はないじゃないかと言われと困るのですが、だいたいその辺のところはご理解いただければなという感じは持っています。

今後の課題

司会:ありがとうございます。それでは最後のテーマ

ということで、今後我々が検討しなければならない課題というものについて、お話しいただければと思っております。では、大森会員からお話しいただければと思います。時効の話や訴訟の話がまだ出てないので、もしあれば。

大森:分かりました。我々の福島県に出向いての活動,つまり相談会から始めて何度か福島にいる被害者の方々との打ち合わせを重ねて ADR の申し立てをするという作業はまだ続いているんですけれども,2013年の春ぐらいまでには一段落するのではないかと思っています。そうすると,ほぼ相談を受けている事件がすべて ADRに係属して次々と和解案が提示されることになりますので,より緻密で適正な損害の賠償を ADRで実現していくことが課題になってきます。特に生活再建を実現するために不動産の賠償額をどのような基準で算定すべきかが大きな問題になっていくだろうと思います。そういう意味では ADR の解決でどこまでできるんだということの見極めが 2013年の1年間で為されるのではないかなと思っています。

また、そこで残されてしまった問題については、やはり裁判所に行かざるを得ないんじゃないかということで、弁護団としても訴訟対応についてどういう方向でどういう中身でやるかということを検討していく時期に、2013年以降はなっていくと思います。そういう中で大変心配な問題として時効の問題があるんですね。事故から3年で時効という不法行為の一般理論を使われてしまうと、2013年の年末ごろはもうパニック状態、被害者の方々は、もうすぐ3年だけど何かしなきゃいけませんかと、心配になって一斉に弁護団の方に相談に来られてしまって、弁護団の方が対応しきれないということになってしまうんではないかという懸念があります。

ですので、この時効の問題については何らかの立法 的な解決をしていただく必要があると考えています。 まだまだ何も損害賠償の請求をせずにいらっしゃる被 害者の方はたくさんいるはずなので、大きな問題だと 思いますから、弁護団だけではなくて弁護士会、セン ターそして支援機構の方にもぜひ考えていただきたい という課題ではあると思います。

司会: ありがとうございます。では次に紛争解決センターの方ではいかがでしょうか。

及川:私どもの今後の課題はさっき言ったように迅速な解決に尽きると思います。原発ADR研究会で出たのは、和解案は拘束力がないので、金融ADRのような拘束力みたいな制度をつくったらいいじゃないかというような議論も出ていました。今のところ相手方である東京電力の方で和解案を絶対無視するという経験は私にはありません。東電の5つ約束とかの中で和解案を尊重すると言っているので、結構それが機能していて、相手に受諾義務を負わせるような立法までは、今のところ必要ないのかなという気はしています。

ただ今後不動産賠償になると額が大きくなり、東電の経営にも影響するような額になるとなかなかまとまらない可能性も出てくるのかなということもないではありません。そういう意味ではやっぱりある程度受諾義務みたいなものをどこかで定めておかないと、デッドロックに乗り上げるということがないのかなという心配はあります。いずれにしろ、早期解決、それだけですね、今のところとしては。

司会:ありがとうございます。それでは原子力損害賠償支援機構の方ではいかがでしょうか。

丸島: 今言われているとおりに、今後は一挙に財物賠償の問題が具体化していく段階に入ってきます。機構の相談会は、今少し落ち着いた状態になっていますが、財物賠償が具体的に動き始めると状況が大きく変わってくるのではないかなと思っています。財物賠償は大変大きな問題ですし、相談活動もより難しい内容を含むことになるでしょうが、引き続きたくさんの弁護士の方々に相談会にご参加いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この間相談を担当していただいている弁護士の方 について相談者がどのような印象を持っておられるか ということについては、いろいろなご意見をいただいて います。圧倒的多数の住民の方々が、非常に丁寧に 相談に応じてもらっている、優しく相談に応えてもら っている、分かりやすくやってもらっている、具体的 事例を交えて説明してもらっているということで高い 評価をいただいています。そういう意味で大変なご努 力をいただいていると思いますし、大変ありがたく思っ ております。ただ、一部でも少し違和感のある相談の ケースがあると、それが一挙に相談活動への批判とな るということもあります。被災者の方々はいろいろな 苦しみや思いを持って日々暮らしておられます。また、 弁護士の話を聞く機会がこれまで余りなかった方々が 大半です。くれぐれも、誤って「上から目線」と受け 止められるような対応がないようにお願いしたいと思い ます。また現地の避難生活が長くなっていて、精神的 負担、ストレス、いら立ち、こういうのも現地で確実 に増えてきています。不用意な発言などで傷つけられ たというようなことがありますと、それが相談会そのも のへの批判となることもありうる状況も常に抱えてい ますので、すでに十分にご理解をいただき丁寧な対応 をいただいていることだと思いますが、改めて留意を していただければありがたいなと思います。

さらに、相談内容については、相談者毎にかなり個別性が強くなってきていますし、また賠償問題を巡る各地の状況も変わってきています。特に地域見直しの問題であるとかいろいろなことも重なってきて、個別の要素も強くなってきています。そういう動向についても十分に対応していただければありがたいと思いますし、その関係では、東電の賠償の取り組み方がどのようになっているかということも含めて、それぞれの地域の情報とか、ADRの具体的事例が最近どうなっているかというふうなこと、いろいろな情報について機構からも提供をさせていただきますが、相談をお願いする場合にはこうした最近の状況なども踏まえて相談に臨んでいただくとありがたいなと思っています。引き続きご苦労をおかけしますが、よろしくお願いしたいと思います。

司会:ありがとうございます。では今までの話を聞いて、弁護士会という立場で渕上会員、お話しいただければと思います。

渕上:まず2011年4月27日には「避難所における被 災者相談とこころのケア」というタイトルの研修で、 被災者の気持ちに寄り添った相談がどういう形ででき るのかということは1回だけやったんですね。それが今 福島の原発問題に特化していく中で、もう一度こう いう形で被害者の人たちが何を考え、そして私たちは どういう態度でそれに対して寄り添っていくかという ようなことを、やっぱり研修する機会が必要なのかな というふうに、今お話を聞いていて思いました。それ が1つ。

私どもができるというのは相談担当者に対する研修 を行うというようなことが主になっておりまして, そし て現実に支援機構なりあるいは都内の避難者に対する 相談会を開くということでございますので、その前提の研修会を行いたいと思います。

もちろん原発賠償に関する最新の情報を常に提供しなければいけないというふうに思っておりますし、研修をした人が相談に臨んでいただくというようなことをやっているつもりなんですが、なかなか、1年10カ月たってまいりますと、それぞれ支援する側の弁護士の数もモチベーションの関係で減ってきておりまして、要するにパイとして非常に減少しています。当然それは紛争解決センターの調査官に異動したとかそういう方々もたくさんいるわけですので、減る理由はあると思うんですが、もう少し原発賠償について勉強して被災者に寄り添う活動をしたいという若手を掘り起こしたいというふうに思っています。

双葉郡の自治体から固定資産評価証明が1月中には避難されている人たちに発送されるというふうにお聞きしておりますので、その方たち向けの相談会を今後ちょっと大規模で行っていこうというふうに考えておりまして。ただ、この座談会が『LIBRA』に掲載されるころには、もうすでにそういう活動が始まった後ではありますけれども、いずれにしろ弁護士会としてはその相談体制を整えるということと、研修会をさらに重ねるということで備えていきたいと考えています。

司会:ありがとうございました。本日は原子力損害賠償問題について、さまざまな立場で弁護士がかかわっているということを会員にお知らせするいい機会になったのかなというふうに思っております。これからも原発事故の被害者救済のために、それぞれの立場でご協力、ご努力いただければと考えております。皆様、本日は長々どうもお疲れさまでした。どうもありがとうございました。

(構成:町田 弘香)

「東京三弁護士会災害対応マニュアル」改訂について

災害対策本部委員 安藤 建治(43期)

1 ご存じない方も多いかと思いますが、東京三弁護士 会では2009年3月に「東京三弁護士会災害対応マニュアル」(東京三弁護士会災害対策委員会 編集会 議注:災害による緊急事態発生に際し、弁護士会の 対内的活動の内容等を定めたもの)を作成しています。

しかし、今回の東日本大震災の発生により被災した弁護士会や被災した弁護士あるいは実際に法律相談を担当した弁護士の経験から、本災害対応マニュアルについて改正した方がよい条項や経験例を加筆したい箇所などが生じたため、現在その改訂作業を行っております。そこで、本稿ではその内容についてご説明したいと思います。

2 まず前提として、本災害対応マニュアルが作成された経緯などについて簡単にご説明します。

本会独自では災害対応の委員会は存在せず,災害 関連委員会としては東京三会による東京三弁護士会 災害委員会が存在するのみでした。しかし、同委員 会は年数回開催されるのみであり、また、参加する 委員も担当理事など各会数名のみであり活発な活動 と呼べるものではありませんでした。

しかし、日本弁護士連合会は、2003年に全国弁護士会災害復興の支援に関する規程、全国弁護士会災害復興の支援に関する規則を相次いで成立させ、災害復興支援委員会が主体となり全国協議会などの機会を通じて全国の弁連、単位会に対し、災害対策支援の規則や災害対応マニュアルの作成を積極的に働きかけることになりました。

この活動を受けて、東京三弁護士会災害対策委員会においても大至急災害対応マニュアルを作成することの必要性が自覚され、マニュアル作成PTを立ち上げ、上記のとおり2009年3月に本災害対応マニュアルが作成されるに至ったものです。

このように、 本災害対応マニュアルは東京の特殊

性から東京三会の統一マニュアルとなっているものの、各会独自の対応とせざるを得ない事項も存在することから本マニュアルには全てを記載できない限界があることや東京三会いずれも多数の会員により構成されるため他の単位会とは異なる事情があることなどの特殊性を有するものです。

- **3** 以下では改訂が必要とされている各条項ごとに問題 点などをご説明します。
- ① まず、第1章の「災害の定義」ですが、これは日 弁連の規程に合わせて定義しておりますので直ちに改 訂の必要性はありませんが、現在日弁連では災害の 定義について再検討しており、その場合には日弁連 規程と同様に変更する必要も生じます。
- ② 第2章, 第2の1「災害直後の対応」として, 現在, 災害復旧・復興本部員予定者のメールアドレスは 「ゆれくるコール」安否確認システムに登録され, 安 否確認情報を一括管理していますが, このシステム を見直す必要がありはしないかの点について再確認する必要があります。
- ③ 第3の3「各会職員の退勤・出勤指示について」は、各会対応に委ねていますが、今回の東日本大震災における各会対応に反省点はないかを調査し、また、被災弁護士会の情報を収集して改正の必要点があるか等について再検討することになっています。
- ④ 第4の2「平常時より備蓄することが望ましい備品」については、備品管理を一覧表にまとめ、また、外部法律相談センターについても不足のないよう注意することになっています。
- ⑤ 第6の「会員及び職員の安否確認に関する方策」 と第7の「弁護士会館が使用不能となった場合の方 策」中、データのバックアップは喫緊の課題であり、 至急検討することが迫られています。

現在のところ、安否確認については費用対効果の

観点から当会において安否確認のためのアドレスを設け、災害時には各会員からそのアドレス宛メールしてもらう案を検討中ですが、他に良い方法があれば情報の提供をいただきたいと考えています。また、データのバックアップについては霞が関とは別の都下にバックアップ用のサーバーを設置することを検討しておりますが、多摩地区を含む東京全体が被災することも視野に入れれば、遠距離にある単位会にバックアップをお願いすることも検討したいと思っています。

- ⑥ 第3章,第1の「外部機関との連携・調整,交渉,情報交換に関する方策」については,東日本大震災における被災弁護士会から対裁判所,対検察庁・法務省,対日本司法支援センターとの連携に関する実体験などについて照会し、参考例として加筆する予定です。
- ⑦ その他、被災後の法律相談体制のあり方、自治体 からの法律相談実施要請については、東日本大震災 における経験を生かした形で時系列及び項目毎に問 題点などを加筆する予定ですし、被災弁護士会から

得られた情報についても参考例として掲載したいと考 えております。

また, 刑事事件, 少年事件の方策や義援金に関する方策についても, 被災弁護士会の経験を参考例として加筆していく予定です。

4 最後に、私は本災害対応マニュアル作成当時のPT メンバーでもあり、当初からその作成に係わっており ましたが、当時は今回の東日本大震災の発生など想 定すらできず、危機意識の乏しい状況での関与の仕 方であったと反省しています。今回の改訂に当たって は、東日本大震災における経験を生かして、危機意 識を持って首都直下型大地震が発生しても対応可能 なマニュアルとして完成させたいと考えております。

なお、2009年3月作成の「東京三弁護士会災害 対応マニュアル」について、閲覧・謄写を希望さ れるときは担当事務局(TEL.03-3581-2403)まで ご連絡下さい。

ふくしま避難者交流会

~東京三会の弁護士10人による法律相談も実施~

2012(平成24)年12月26日ふくしま大交流フェアの開催に伴い,東京国際フォーラムで福島県被災者同行会とさわやか福祉財団が主催するふくしま避難者交流会が開催されました。福島県知事のあいさつがあり,除染計画や原発に依存しないエネルギー政策,地域コミュニティを尊重した復興,放射能に対する健康被害対策など様々な取組が報告されました。全部で160人ほどの避難者の方が参加され,参加市町村職員との交流・相談が行われたほかに,災害復興まちづくり支援機構の相談ブースで東京三会の弁護士10人が法律相談に応じました。

弁護士相談は全部で20件あり、原発賠償請求問題のほかに、都内借上住宅にいつまでいられるかなどの切実な相談がありました。区域見直しにより、地元の除染問題がクローズアップされるようになり、技術士の相談ブースにも比較的相談者が集まるなど、時間の経過とともにニーズに変化があるようです。



佐藤雄平福島県知事のあいさつ



相談風景